

広島市総合福祉センター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市総合福祉センター 広島市南区松原町5番1号
- (2) 設置目的
福祉を目的とする市民の交流及び活動の場の提供等により、市民の自主的な福祉活動及び地域における福祉活動の充実強化を支援し、もって福祉の総合的な推進を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 福祉を目的とする市民の交流及び活動のための施設の提供に関すること。
イ 本市における福祉活動を担う人材の育成等に関すること。
ウ 地域福祉センターが行う事業に対する支援に関すること。
エ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
社会福祉法人広島市社会福祉協議会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
- (2) 非公募とする理由
総合福祉センターは、市民の自主的な福祉活動及び地域における福祉活動の充実強化を支援し、福祉の総合的な推進を図ることを目的とする施設であることから、全市的な福祉関係団体やボランティア等と相互に連携を図りながら自主事業を展開している社会福祉法人広島市社会福祉協議会を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和8年4月1日～令和13年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
(ア) 月の第3日曜日
(イ) 8月6日
(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間 午前9時から午後9時まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 総合福祉センターの事業の実施に関すること。
イ 総合福祉センターの使用許可に関すること（「緊急の場合（広島市災害ボランティア本部及び避難場所開設の場合等）は許可を取り消す。」などの条件を付す）。
ウ 総合福祉センターへの入場の制限に関すること。
エ 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
オ その他市長が定める業務
カ 特記事項
(ア) 使用料の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
(イ) 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
(ウ) 広島市災害ボランティア本部及び避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
- (6) 配置人員
ア 2人を標準とする（収納事務に係る人員を含む）。
イ 防火管理者等の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者及び防災管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務及び防災管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者及び防災管理者とすることができる。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）
2億3,150万5千円
なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- (8) 指定管理料の支払方法
ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 総合福祉センターの管理運営に係る基本方針が明確にされ、条例・規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 事業の内容は、総合福祉センターの設置目的を効果的に達成するものとなっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上に向けた取組が検討されているか。 ④ 市民のニーズを的確に把握し（又は、把握する方策が検討され）、ニーズを踏まえた事業が計画されているか。 ⑤ 福祉関係団体等と連携した施設運営が計画されているか。 ⑥ 施設の利用促進に係る基準値が達成されるものになっているか。	
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	該当・非該当
【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4 地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当